

日本法政学会 第130回 総会及び研究会のご案内

平素は日本法政学会の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、第130回総会及び研究会を下記のとおり開催いたします。ご多忙のことと存じますが、万障お繰り合わせのうえ、何卒ご出席いただきますようご案内申し上げます。

日本法政学会
理事長 外山 公美

日時：令和元年6月22日（土曜日） 9：50～17：30
23日（日曜日） 10：00～16：00

場所：城西大学東京紀尾井町キャンパス1号棟地下ホール
〒102-0094
東京都千代田区紀尾井町3-26
開催校幹事：松野 民雄

【第1日】令和元年6月22日（土曜日）

開会の辞 9：50～10：00

理事長 外山 公美

個人報告

第1報告 報告10：00～10：30、質疑応答10：30～10：45

常任委員会の行政監視機能に関する考察—神奈川県議会常任委員会における報告事項に着目した歴史的分析—

（司会：日本大学 福島 康仁）

法政大学大学院 宮坂 久美子

第2報告 報告10：50～11：20、質疑応答11：20～11：35

情報漏えいと情報セキュリティ対策—ベネッセ個人情報漏えい事件（最高裁平成29年10月23日第二小法廷判決）を中心に—

（司会：岡山大学 小河 達之）

福山市立大学 安保 克也

第3報告 報告11：40～12：10、質疑応答12：10～12：25

「神の国運動」と「五カ年運動」—賀川豊彦と誠静怡との関係を中心に—

（司会：慶應義塾大学 小川原 正道）

兵庫教育大学連合大学院 庾 凌峰

昼食・理事会 12：25～13：35

総会 13：35～14：05

共催 城西大学現代政策学部

シンポジウムⅠ 14:10～17:30

テーマ「児童虐待防止の法と政策—教育委員会と児童相談所のかかわり方を念頭に—」

総合司会・企画趣旨説明：東海大学 廣瀬 真理子

企画趣旨説明 14:10～14:15

基調講演 14:15～15:15

教育委員会の改革について

学校法人城西大学理事長特別補佐・理事 小野 元之

第1報告 15:15～15:40

児童虐待・いじめの現状と文部科学省の取組

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長 松木 秀彰

第2報告 15:40～16:05

児童虐待—Silent Victims—

島根大学 林 弘正

第3報告 16:05～16:30

いじめ問題に対する教育委員会の役割と課題

岐阜聖徳学園大学 安田 和夫

休憩 16:30～16:40

総括コメント 16:40～17:00

名誉理事 古橋 エツ子

質疑応答 17:00～17:30

懇親会 18:00～19:30

【第2日】令和元年6月23日（日曜日）

個人報告

第4報告 報告10:00～10:30、質疑応答10:30～10:45

性同一性障害者の性別変更審判の要件の再検討

（司会：大阪体育大学 和田 隆夫）

國學院大學大学院 野間 紗也奈

第5報告 報告10:50～11:20、質疑応答11:20～11:35

近代中国における「world」概念に関する思想史的考察

（司会：平成国際大学 浅野 和生）

兵庫教育大学連合大学院 劉 滄

第6報告 報告 11:40~12:10、質疑応答 12:10~12:25

災害の応急対応期における支援の現状と課題—東日本大震災の仙台市を事例として—
(司会:福山平成大学 中尾 治子)

志學館大学 佐藤 由佳

昼食・理事会 12:25~13:25

シンポジウムⅡ 13:25~16:00

テーマ「民意は反映されているか—日本の選挙制度を再考する」

総合司会・企画趣旨説明:兵庫教育大学 小南 浩一

企画趣旨説明 13:25~13:30

第1報告 13:30~13:55

行政の民主的統制と選挙における民意の反映

名誉理事 平松 毅

第2報告 13:55~14:20

小選挙区制を主体とした制度で「一強多弱」状況が現出した背景

東海大学 久保谷 政義

第3報告 14:20~14:45

小選挙区制の理想と現実

慶應義塾大学 小林 節

第4報告 14:45~15:10

スウェーデンの選挙を考える

変えよう選挙制度の会代表 田中 久雄

休憩 15:10~15:20

総括コメント 15:20~15:40

平成国際大学 石上 泰州

質疑応答 15:40~16:00

閉会の辞

事務局長 松野 民雄

【追記】 文書での学会案内は、5月中旬に発送します。 (事務局長・記)

報告概要

【第1日】令和元年6月22日（土曜日）

個人報告

第1報告

常任委員会の行政監視機能に関する考察—神奈川県議会常任委員会における報告事項に着目した歴史的分析—

法政大学大学院 宮坂 久美子

神奈川県議会常任委員会においては、議案の審議が付託されるだけでなく、計画改定案、所管の重要事業の進捗状況、後に議案となる予定の事項の考え方や素案など、様々な重要な事項が執政府から日常的に資料により報告され、審議が行われている。

本研究では、1948年から近年に至るまでの神奈川県議会を事例とし、いつの時代から常任委員会で報告事項が報告されるようになり、なぜ増大してきたのかについて歴史的に分析する。そして、二元代表制下の神奈川県議会が日常的な行政監視機能を発揮するうえで、常任委員会における報告事項が果たしている役割を考察する。

第2報告

情報漏えいと情報セキュリティ対策—ベネッセ個人情報漏えい事件（最高裁平成29年10月23日第二小法廷判決）を中心に—

福山市立大学 安保 克也

ベネッセ個人情報漏えい事件は、企業として、外部の攻撃に対し万全な対策を行っていたとしても、内部に情報漏えいをする者がいる場合、いとも簡単に情報の持ち出しが行ってしまうということが明白になった事例である。ベネッセは、Pマークの認証を受けており、企業あるいは組織としての情報セキュリティ体制は整えられていた。

また、ベネッセから業務委託を受けたグループ企業も、ISMSなどを取得しており、情報セキュリティは高いレベルにある企業であったが、内部従事者の持ち出しを防ぐのが、情報セキュリティ上、非常に難しいということを改めて示唆したような事件であった。

そこで、本報告では、ベネッセ個人情報漏えい事件を中心に、情報セキュリティ対策、情報セキュリティ対策のための訓練などを検討してみたい。

第3報告

「神の国運動」と「五カ年運動」—賀川豊彦と誠静怡との関係を中心に—

兵庫教育大学連合大学院 庾 凌峰

誠静怡は中華基督教協進会の総幹事(1922—1933)であり、中華基督教会の会長(1927—1934)でもあった。1930年代の初め、中国で行われた「五カ年運動」は誠静怡が主に指導したものである。「神の国運動」の指導者であった賀川豊彦は「五カ年運動」が展開された時期に数度にわたって中国を訪問して伝道活動を行い、中国キリスト教界と深い関係を持っていた。しかし、先行研究では、これら賀川と誠静怡の関係史は十分に整理されておらず、賀川が「五カ年運動」とどのように関わったかはまだ明らかにされていない。

本報告は、主にコロンビア大学所蔵の「KAGAWATOYOHICO PAPERS 1929-1968」、イェール大学所蔵の「Chinese Students' Christian Association in North America Records」といった新資料を用いて、賀川と誠静怡との関係を中心に、「神の国運動」と「五カ年運動」を比較しながら、賀川と中国の「五カ年運動」との関係を考察する。

共催 城西大学現代政策学部

シンポジウムⅠ

テーマ「児童虐待防止の法と政策—教育委員会と児童相談所のかかわり方を念頭に—」

総合司会・企画趣旨説明：東海大学 廣瀬 真理子

企画趣旨

最近の大きな社会問題の一つとして、児童虐待の問題がある。特に、教育委員会や児童相談所の不適切な対応が問題となった事例として、平成31年1月24日に発生した千葉県野田市の女子児童虐待死の事例は記憶に新しい（その後も、多くの児童虐待の事例が報道されている）。児童虐待の防止に関しては、家庭内または学校内の問題に止まらず、教育委員会および児童相談所の果たす役割は大きい。さらに、各自治体、警察、地域との連携強化も不可欠である。また、各学校間、各教育委員会間および各児童相談所間の連携強化も疎かにはできない。

平成26年に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年6月30日法律第162号）の一部が改正され（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」平成26年6月20日公布、平成27年4月1日施行）、地方教育行政における責任体制の明確化、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長との連携強化、国の関与の見直し等が図られた。そこで、特に、児童虐待の防止という視点を念頭に置いて、教育行政に関する現状と課題を検討し、今後の展望についての政策提言を試みるため、本シンポジウムを企画した。

本シンポジウムでは、まず、教育政策・教育行政の専門家による教育委員会の改革に関する基調講演を受けて、3人のパネリストによる個別報告、すなわち、文部科学省において実務に携わっている教育行政の専門家の立場からのご報告、刑事法研究の専門家の立場からのご報告、教育法・教育学の専門家の立場からのご報告という3つの個別報告が行われる。その後、基調講演者および3人のパネリストによるパネルディスカッションを予定している。そして、会場の参加者との質疑応答をも踏まえて、児童虐待の防止に関する新たな政策提言を構築し、もって、本シンポジウムが、教育行政の更なる充実および子どもの人権擁護に資するための一助となることを願っている。

基調講演

教育委員会の改革について

学校法人城西大学理事長特別補佐・理事 小野 元之

平成27年度から新しい教育委員会制度が始まったことを受け、教育委員会に関する従来からの課題と今後の展望についての講演。

第1報告

児童虐待・いじめの現状と文部科学省の取組

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長 松木 秀彰

昨年3月には東京都目黒区で5歳の児童が、また本年1月には千葉県野田市で10歳の児童が、それぞれ関係機関が関わりながらも虐待により死亡する痛ましい事案が発生した。児童虐待から子供を守るため学校と教育委員会は児童虐待の早期発見・早期対応に加え、関係機関と連携しつつその後の対応も適切に継続していく必要がある。

また、いじめについては、平成29年度の重大事態が過去最多となるなど児童等の生命や心身に重大な危険が生じる事案が後を絶たない。いじめの防止等のため、組織的対応・情報共有が重要である。

児童虐待といじめについて現状と課題を紹介しつつ、文部科学省の最近の取組を紹介したい。

第2報告

児童虐待—Silent Victims—

島根大学 林 弘正

報告者が児童虐待研究を開始した当初、児童相談所における児童虐待処理件数は1,101件であり（平成2年度）、四半世紀を超えた最新のデータでは133,778件である（平成29年度）。

児童虐待防止策は、社会的関心を惹起する事案が発生する都度検証と提案がなされてきた。その主要な防止策は、(1) 関係機関の緊密な連携による情報の共有、(2) 自治体・児童相談所への専門職養成と増員、(3) ハイリスク家庭のサポート体制の確立、(4) 警察の介入、(5) 児童福祉法28条に基づく司法手続き等であり、従前繰返し指摘されてきた。

児童虐待の被害児には出生と同時に身体的虐待で死亡するケースや児童期性的虐待の被害を訴えることの出来ない多くのSilent Victimsの存在がある。

児童虐待防止策の累次の検証・提案にも関わらず実効化されないのは、行政の不作为として厳しく糾弾されねばならない。

社会は、Silent Victimsの声なき声を聴き分ける体制の構築が急務であり、防止策の提案に留まることなく一つ一つの対策の実効的実現が責務である。

第3報告

いじめ問題に対する教育委員会の役割と課題

岐阜聖徳学園大学 安田 和夫

岐阜県教育委員会において、断続的に約12年間務めました。今回の報告では、むしろ、現在務めている町教育委員として経験していることなどを中心に述べた方がよいと考えております。

新教育委員会制度への移行に伴い、首長召集による総合教育会議が定期的開催されることとなり、教育委員会行政や学校現場の様子、課題について、首長と教育長が日頃から連携を密にすることにより、いじめ問題を含めて情報共有が図られている。定例教育委員会では、毎回、教育長自ら、いじめ問題を含むさまざまな問題が具体的に報告されている。委員からの質疑応答や意見交換により、教育委員会としての役割が確認される。一方、教育委員会としての関与の在り方について、いじめ予防、再発防止などの観点から見直しを続けていく必要がある。

新教育委員会制度への移行に伴い、首長召集による総合教育会議が定期的開催されることとなり、教育委員会行政や学校現場の様子、課題について、首長と教育長が日頃から連携を密にすることにより、いじめ問題を含めて情報共有が図られている。定例教育委員会では、毎回、教育長自ら、いじめ問題を含むさまざまな問題が具体的に報告されている。委員からの質疑応答や意見交換により、教育委員会としての役割が確認される。一方、教育委員会としての関与の在り方について、いじめ予防、再発防止などの観点から見直しを続けていく必要がある。

【第2日】令和元年6月23日（日曜日）

個人報告

第4報告

性同一性障害者の性別変更審判の要件の再検討

國學院大學大学院 野間 紗也奈

平成15年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（法律第111号）が制定され、その第3条に性別の取扱いの変更の審判の要件として、①20歳以上であること、②現に婚姻をしていないこと、③現に未成年の子がいないこと、④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること、という要件が定められている。やや厳しすぎると思われるこれら5つの要件について、法施行後の状況を踏まえ、その妥当性を再検討してみたい。

第5 報告

近代中国における「world」概念に関する思想史的考察

兵庫教育大学連合大学院 劉 滄

19世紀末期、「西学」、いわば「西洋の知」が急速に清王朝の社会に受容されていた。しかし、原型としての欧米の諸概念が翻訳を通じ、定着することで、清王朝の近代的概念体系を促成していたと言えるが、言語能力などのような様々な影響を受けるため、原型と比べて、「不可避的差異」も、その受容過程の中で生じた。このような思想的変容が思惟の世界にとどまらず、その後の歴史にも無視できない影響を与えた。本報告では近代中国における「world」概念に焦点を置き、その受容過程、意味の生成と変化を分析することにより、当時中国人の世界認識の変容とその意義について検討する。

第6 報告

災害の応急対応期における支援の現状と課題—東日本大震災の仙台市を事例として—

志學館大学 佐藤 由佳

災害発生時、国および地方公共団体は様々な対応を要求される。特に発災直後の応急対応期においては、緊急性の高い活動だけでなく避難者の生活支援や復旧・復興に向けた諸活動をも同時並行で進めなければならず、公共団体等の担う役割は膨大である。そのため、応急対応期における支援活動、特に避難所に関連する問題については、実現可能な解決策が考案されているにもかかわらず全ての避難所で実施されていない状況である。

本報告では、東日本大震災時の仙台市を例に、発災前の防災対策と発災時の現状、災害後の防災対策の変化などを検討し、応急対応期の行政による支援の在り方について考察する。

シンポジウムⅡ

テーマ「民意は反映されているか—日本の選挙制度を再考する」

総合司会・企画趣旨説明：兵庫教育大学 小南 浩一

企画趣旨

戦後、日本国憲法は一度も改正されていないが、公職選挙法は60回ほど改正されている。民主主義の土台である国民の代表の選び方が憲法に規定されず、法令に丸投げされている。ゆえに、異常に高い供託金制度の他、戸別訪問の禁止など世界に例を見ない厳しい選挙運動規制は、1925年制定の普通選挙法の呪縛とも言われる。

高額な供託金制度は、収入や財産によって実質的に立候補する権利を差別・制限・排除するものとなっており、憲法44条に違反する。現在、この異常に高額な供託金制度に対する違憲訴訟が東京地裁で展開されている。

こうした選挙制度のもと、我が国の現状は世襲議員が跋扈し、住民は選挙運動に縁がなく、女性議員の比率は先進国中、最下位にちかい。この現状を打破するには、民意を反映し、新しい人材の供給を促す公職選挙法の改正が急務だと考える。

現行の小選挙区比例代表制は民意を反映しているのか、政治家の質は向上したのか。中選挙区から小選挙区制へと当時、政治改革と称して変更を主導した政治学者の責任はどう総括されているのか？

そこで、本企画では、現行の小選挙区制が民意を反映して代議制民主主義として機能しているのかを、諸外国の例も参考に再考する。例えば、本来、政治家の供給源であるはずの公務員が立候補を制限されている現状は憲法に違反しないか？また、この小選挙区制が現在の「安倍一強」状況を現出させているのではないかなどを考察する。諸外国の例として、スイスでは、議員の推薦制が採用されている。また、スウェーデンでは、87%の投票率があっても、100%の投票を目指して、残りの13%の人の投票を「民主主義大使」というボランティアが街中で、投票を呼びかけている。民意を反映しやすい比例代表制選挙を採用しているスウェーデンの選挙について報告する。

第1 報告

行政の民主的統制と選挙における民意の反映

名誉理事 平松 毅

1. 世界の幸福度調査と日本の政治（この調査で北欧が上位を独占したので、調べてみると、行政の統制（スウェーデン）、選挙権の推薦制（スイス）、公務員の被選挙権（落選しても元の職に復帰できるので、選挙の競争率が高まる）などがわかった。
2. 権力欲と公益実現の相克
3. 日本の政治と国民主権の具体化
4. 国民主権による幸福度向上の方策
5. 行政の民主的統制と選挙制度改革

第2 報告

小選挙区制を主体とした制度で「一強多弱」状況が現出した背景

東海大学 久保谷 政義

現行の衆議院の選挙制度は、小選挙区選出議席が多いため、小選挙区的色彩が強いものだと評価されてきた。それでも、制度導入から10年程度の間は単独過半数を獲得する政党がなく、二大政党制が現出しない状況を見て、多くの論者からは、「いまは過渡期」という説明がよく聞かれた。2009年の政権交代選挙は、その過渡期も終わりを告げたと思わせるものといえるが、2012年の自民党の政権奪還後の選挙結果を見ると、「一強多弱」と言うべき状況が現出している。本報告では、一度は二大政党制的な状況が見られながら、同じ選挙制度下で、二大政党制的状況からの離脱が生じ、なぜ「一強多弱」状況となったのかを、選挙制度研究の立場から論ずる。

第3 報告

小選挙区制の理想と現実

慶應義塾大学 小林 節

現行の衆議院選挙制度(小選挙区を主として比例区を従とするもの)ができた時に、私などの賛成派は、これで、政権交代が起き易くなり、政治が自浄作用を起こしながらスピーディーに前進する……と期待を語った。しかし、現実には、自民・公明の鉄の団結と「商売(専業)野党」の足の引っ張り合い……という予想外の事実により、「安倍一強の五連勝」という結果をもたらした。有権者の25%の支持で70%以上の議席を確保した形式的には強力な政権の出現である。そして、官僚、メディア、財界の隷属を招き、あたかも「人治」政治の如き行政が横行し、政治の腐敗に対する自浄作用も期待できない状況になってしまっている。

第4 報告

スウェーデンの選挙を考える

変えよう選挙制度の会代表 田中 久雄

スウェーデン選挙は比例代表制で連立内閣が常態であり、少数内閣も珍しくありません。それでなぜパフォーマンスの良い政治が行うことができるのでしょうか？また、昨年の選挙で女性議員割合は48%、投票率も87.1%でしたが、なぜこのような結果を生んでいるのでしょうか？特徴として、話し合いとコンセンサスの政治と言われ、二大政党による対決型の小選挙区制のイギリスとアメリカが今日政治的な混迷状態にあるのと対照的です。スウェーデン選挙のお祭りのような楽しく明るい選挙運動や、主権者教育として有名な学校選挙の模様もスライド紹介しながら、スウェーデン選挙についてお話をしたいと思います。